

当院の診療報酬算定項目について

当院では、以下の算定項目について、厚生労働省が定める基準に従い、関東信越厚生局に届出した上で算定しています。

○一般名処方加算

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、**薬剤の成分をもとにした一般名処方**（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。

○明細書発行体制等加算

領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。

※発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お伝えください。

○医療情報取得加算

オンライン資格確認を行う体制を有しています。当院を受診された患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

※正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

○医療 DX 推進体制整備加算

以下の医療 DX を通じて医療を提供できる体制に取り組んでいます。

- ・ 医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報等を診察室等で閲覧または活用できる体制
- ・ マイナ保険証を利用できる体制

以下は導入に向け準備中です。

- ・ 電子処方箋を発行する体制
- ・ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制

（2024年6月改訂）

松ざきころろクリニック
院長 松崎 大和